

Historical Studies of Socialist System

ISSN 2432-8774

# 社会主義 体制史研究

No. 21 (September 2021)

東独秘密警察(シュタジ)の作戦規定と組織

ドイツ映画「善き人のためのソナタ」に関連して

青木國彦(東北大学名誉教授)

Operative Bestimmungen und Organisationen  
der Staatssicherheit der DDR

Im Zusammenhang mit dem Film "Das Leben der andere

Kunihiko AOKI (Professor emer., Dr., Tohoku University)



社会主義体制史研究会

The Japan Collegium for Historical Studies of Socialist System

『社会主義体制史研究』(Historical Studies of Socialist System)

ISSN 2432-8774

Website: <http://www2.econ.tohoku.ac.jp/~aoki/hsss.htm>

下記の旧 URL から自動切替(リダイレクト)

旧 URL: <http://www.econ.tohoku.ac.jp/~aoki/hsss.htm>

(違いは www の次に「2」の有無のみ)

publisher: 社会主義体制史研究会

(The Japan Collegium for Historical Studies of Socialist System)

size: A4

mail to aoki\_econ3tohoku.4.5 (3=@ 4=ac 5=jp)

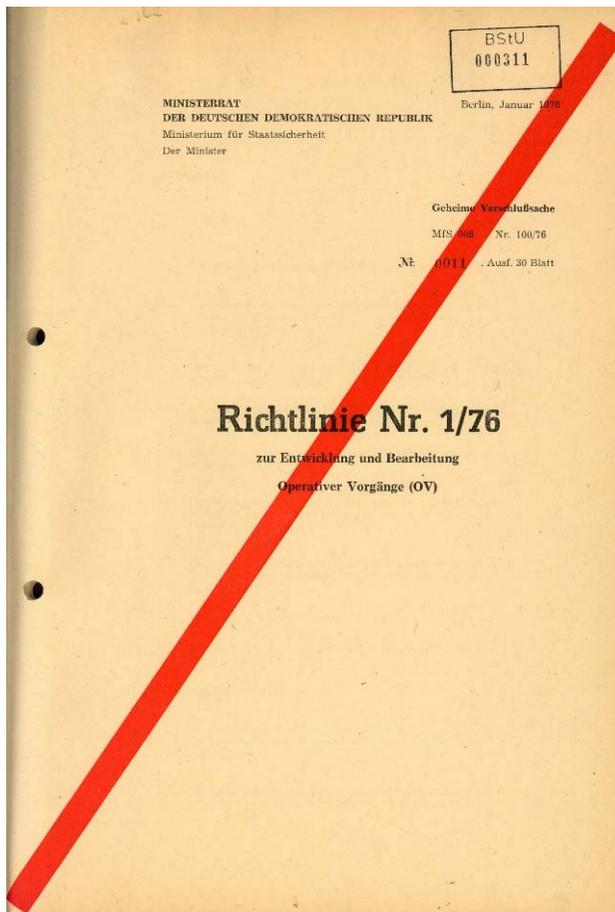
不定期刊(原稿があり次第発行)、文字数制限なし、無料のオンライン・ジャーナルです。

旧社会主義諸国(共産圏)の歴史(「革命」前・体制転換後を含む)と、社会主義や共産主義の思想・理論を対象に批判的検証を志しています。投稿歓迎。

**表紙写真** 東独国家評議会議長・党書記長ホーネッカーが国家保安相ミールケに  
国家保安省(シュタジ)設置 30 周年を祝う(1980 年 2 月 8 日)

(出所) Bundesarchiv\_Bild\_Y\_10-0097-91\_30\_Jahre\_MfS\_Erich\_Honecker\_Erich\_Mielke.jpg  
(commons.wikimedia.org, CC-BY-SA 3.0)

**写真** シュタジの国内主要方策「作戦事案の発展と処理についての方針1/76」(1976年OV規定)



(注) 1976 年 1 月 1 日発効 (出所) BStU, MfS, AGM 198 (表紙)

## 東独秘密警察(シュタジ)の作戦規定と組織

ドイツ映画「善き人のためのソナタ」に関連して

青木國彦\*\*

### Operative Bestimmungen und Organisationen der Staatssicherheit der DDR Im Zusammenhang mit dem Film "Das Leben der anderen"

Kunihiko AOKI\*\*

mail to: aoki\_econ3tohoku.4.5 (3=@, 4=ac, 5=jp)

#### 目次

- 1. はじめに 1
- 2. シュタジの作戦規定 2
  - 2.1 OV(作戦事案) 2
    - 2.1.1 OV(作戦事案)とは 2
      - (1)2つの用語法 (2)原拠資料 (3)目的 (4)開設 (5)開始報告 (6)作戦計画 (7)IM導入 (8)IMの容疑者への接近 (9)IMの解除 (10)案件状況報告 (11)処理の中止 (12)OV終了 (13)終了報告 (14)保存記録
      - (補注1)国家犯罪(刑法第1章・第2章) 4
    - 2.1.2 OV規定(方針1/76) 5
  - 2.2 分解措置 7
    - 2.2.1 分解措置とは 7
      - (補注2)反体制作家フックス(Jürgen Fuchs) 8
    - 2.2.2 OV規定における分解(Zersetzung)措置 8
  - 2.3. 作戦的人物コントロール(OPK) 9
- 3. シュタジ本部の組織構造 10
  - 3.1 大臣・大臣代理の直轄職務単位 10
  - 3.2 第XX局と第XX/7部 11
  - 3.3 M部(Abteilung M) 11

略語、引用文献 13

#### 1. はじめに

ドイツのオスカー映画「善き人のためのソナタ」(原題「他人の生活、以下この映画と呼ぶ)では、東独秘密警察シュタジ(正式名の国家保安省またはその職員を指す)大尉ヴィースラーが、上司グルビッツとともに劇作家ドライマンらへの作戦を展開する。その際作者兼監督ドナースマークや配給会社は、史実に沿った映画という宣伝を繰り返したが、シュタジの実際とかけ離れたあまりに非現実的な場面が多い。

図1 シュタジ設置30周年を祝う国家評議会議長・書記長  
ホーネッカー(Erich Honecker)と国家保安相ミールケ  
(Erich Mielke)(1980年2月8日)<sup>1</sup>



それについては多くの専門家やシュタジによる弾圧経験者が、また青木(2020a、青木2021)も具体的に指摘した。

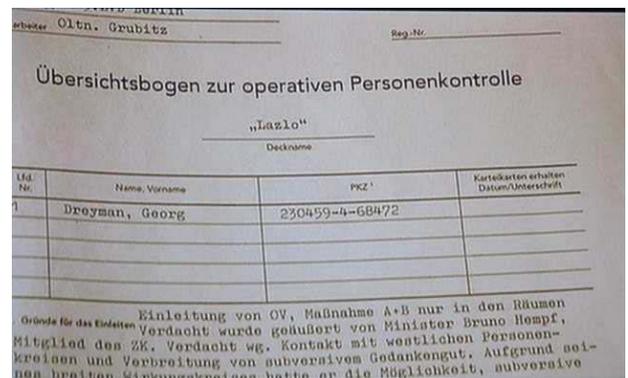
ここで取り上げるのは、シュタジの作戦規定や組織体制についてのこの映画の史実からの乖離である。

シュタジの作戦規定についてはOPKとOVの区別と関連が理解されず、混乱している。OPKはOperative Personnenkontrolle(作戦的人物コントロール)の略称で、容疑の

有無を探る監視や盗聴などの作戦である。「作戦的」は陰謀によることを指す。OVはOperativer Vorgang(作戦事案)の略称で、明白な容疑の立証と処理のための作戦である。

図2はこの映画の末尾近くで劇作家ドライマンが閲覧する自分についてのシュタジ文書の最初のページである。

図2 ドライマンに対するシュタジの作戦文書



(出所)©邦画DVD。より詳しくは青木(2020a:26-27)。

その表題には「作戦的人物コントロール“ラツロ”暗号名に関する概要」、1行目には「OV、室内のみでの措置A+Bの導入」とある。これでは、多少ともシュタジの知識があれば、すぐ偽物と見破られる。(措置A・B・Dは青木2020a:脚注19参照)。

またOV文書がOPKの成果を記すことはあっても、OPKの一環としてのOVはない。「ラツロ」が作戦名なら「暗号名」とは書かず、対象者なら本名を書く。IMのみ暗号名である。

図2の2行目以下に「容疑は大臣・中央委員へムプフが表明した」云々とある。党書記長直轄のシュタジが、協力者と同時に監視対象でもある大臣の発言だけで、自らの確証な

\* in: <http://www2.econ.tohoku.ac.jp/~aoki/hsss.htm>

\*\* 東北大学名誉教授。Prof. emer., Dr., Tohoku University

<sup>1</sup> commons.wikimedia.org から: Bundesarchiv\_Bild\_Y\_10-0097-91\_30\_Jahre\_MfS\_Erich\_Honecker\_Erich\_Mielke.jpg (CC-BY-SA 3.0)

しに OV を発動することもあり得ない。この映画の中でドライマンに OV を開始し得るのは、彼がシュピーゲル寄稿者だとのクリスタの証言をシュタジが得た時であり、それまで(つまり映画の大半)は OPK しかあり得ない(2.1.1 節参照)。

その上、この映画では第 XX 局長の指揮下の第 7 部長にすぎないグルビッツが OV を開設する。しかしシュタジ本部で OV 開設権があるのは局長か局に属さず大臣または大臣の代理直轄の部(たとえば電話盗聴・ビデオ監視などの第 26 部)のみである(2.1 節の「1.8.1」の項)。

さらに、グルビッツが教会対策を命じる場面がある(青木 2020a:18)。これもあり得ない。彼は「文化とメディア」担当の第 XX/7 部長であり、「教会と宗教団体」は第 XX/4 部の担当である。彼が教会対策を指揮すれば、越権行為として第 XX/4 部のみならず、両者を束ねる第 XX 局長キーンバークの怒りに触れ、この点でも彼の出世主義が破綻しただろう。

越権行為はどこでも問題になるが、準軍事組織であるシュタジではなおさら厳禁であった。但し、グルビッツは OPK のみであれば発動権を持っていた(2.3 節の「3.3」項)。

そこで 2.1 節と 2.3 節では OV と OPK を説明する。

OV は国家犯罪や重要な一般犯罪の容疑の証拠を固める作戦だが、結果を司法に委ねることもあるが、司法によることなく本人や家族、組織の「分解」を秘密裏に画策することが多かったので、OV のうちの分解措置を 2.2 節に取り出して説明する。OV におけるその位置づけは 2.1 節にある。

3 節では、作戦を実施するシュタジの組織体系について、最高レベルと、その下部のうちこの映画に関係する部分とを説明する。それぞれが「職務単位」と呼ばれ、それぞれの担当分野が厳密に定められた。しかし職務単位間にまたがる事件ではしばしば権限争いや作戦論争が生じた。

## 2. シュタジの作戦規定

### 2.1 OV(作戦事案)

#### 2.1.1 OV(作戦事案)とは

多数の文化人・知識人がシュタジの OV の対象者であったが、他方その作戦に IM として協力する文化人・知識人も少なくなかった。長年の確信的 IM であった作家、作家に対するシュタジの作戦種類と作戦名、OV 対象の作家の刑法容疑の各リストは青木(2020:43-45)に掲載した。

IM は非公式協力者の略語で、シュタジへの密告が主任務だが、「敵対的・否定的人物」の「処理」[暗殺も含む]を指示されることもあった。また一部は他組織の仮面を付けたシュタジ正規職員(特別投入将校と言う)であった。IM には、後述の IMB など、色々なカテゴリーがあり、1989 年には合計約 13.9 万人[東独 1989 年人口の 0.85%]に達した(Engelmann 2016:171)。(【】内は青木の挿入、以下同様。)

OV は容疑の有無を調べる作戦ではなく、刑法上の容疑の証拠固めと容疑者対策の作戦であった。

この映画の中では劇作家ドライマンが OV「ラツロ」、演出家イェルスカが OV「ジムシ」(Engerling)の対象であり、ハウザーも作戦名不詳ながら OV 対象者である。

この当時を含め、1976 年から東独末期まで OV は 1976

年の OV 規定(2.1.2 節)に基づいて実施された。

1976 年 OV 規定の発効には、アンソロジー「ベルリン物語」企画を阻止しようとした作戦重点「自主出版」が念頭に置かれた(Walther 1996:87,397)。この作戦は世間にも西側にも知られることなく企画を阻止したので、シュタジにとって大成功であり、従ってこの OV 規定もシュタジ終焉まで存続した(作戦重点「自主出版」の全体像は青木 2020 参照)。

従って OV は主に 1976 年 OV 規定に基づいて以下のようにより専門書によって解説されてきた(例えば Engelmann 2016 や Fricke 1991、Gieseke 2006; 2011)が、ここでは、特記しない限り、シュタジの「政治的・作戦的活動についての定義」をまとめた Suckut(1996:273ff.)による<sup>2</sup>。

#### (1) OV の 2 つの用語法

①「1 人または複数または未知の人物の犯罪行為(国家犯罪または一般犯罪のうちの作戦上重要な犯罪行為)の容疑を解明する案件処理の個々の過程」を指す。[国家犯罪とは刑法第 1 章・第 2 章該当を指す(補注 1 参照)。]

OV の開設と処理と終了は OV 規定による。「中央 OV(ZOV)と部分案件(TV)と個別案件(OV)があり得る」。

[BStU(2015:31,120)には個別案件(Einzelvorgang または einzelner Vorgang)の略称は「OV」ではなく、かつて EV、1960 年から E. Vg とある。]

「OV 並びにその中で挙げられた容疑者や敵対組織、敵対勢力並びに他の作戦上重要な人物」は所定の様式で「第 XII 部に登録される」。

[登録には「能動的」と「受動的」の区別がある。下記「保存記録」の項参照。]

②「第 XII 部発行の〔①関連〕文書」を指す。「そこにはとりわけ人物や対象組織等々の把握の書式、開始報告、状況報告、作戦計画その他の文書、処理によって達成された成果の証明、特に得られた証拠、容疑理由の解明のための行動様式が含まれる」。

#### (2) 原拠資料(Ausgangsmaterialien)

原拠資料は、「国家犯罪または一般犯罪の作戦上重要な犯罪行為が存在する可能性を示すすでに密に集められた非公式ないし公式の情報を点検した」資料である。

これが「OV 開設の前提」となるので、「容疑が存在するかどうかを確認するために、徹底的、政治的・作戦的、かつ刑法上の評価」がされねばならない。

情報収集の「主力は IM」で、特に「政治的・作戦的重点分野ないし作戦地域[主に西独・西ベルリン]内か、作戦地域向けまたは敵の[東独内]目的グループ内の IM である」。

加えて、「GMS(社会的保安協力者)<sup>3</sup>との活動、成功裏に終了した OV」、既存の「情報の包括的活用」、「作戦的・技術的職務単位の活動[盗聴・監視・検閲など]、作戦的捜査[令状なしの陰謀的家宅捜索など]、保安点検、他の防御・保安機関の活動、告発の点検、市民並びに国家管理・経済管理機関の陳情または通知」なども情報源となる。

#### (3) OV 処理の目的(Ziele)

「目的はどの OV でも作成され、開始報告ないし作戦計画

<sup>2</sup> 原書は項目名ドイツ語のアルファベット順の記述(先頭が「保存文書」、次が「終了」など)であるが、概ねプロセス順に変更した。

<sup>3</sup> GMS は 1968 年以後存在し 1989 年約 3.3 万人、IM 類似だが、IM 同様の「陰謀的な規則の遵守や文書作成についての要求」は

せず(特に 1981 年まで)、「通例“敵対的・否定的”人物の直接的な“処理”のために投入されることはなかった」(Engelmann 2015:108)。1980 年代には 1979 年 12 月 8 日制定の「IM と GMS との活動のための方針 1/1979」(ZAIG 26648)が適用された。

の中で予定され、「事案処理についての職務規程・指示に応じて当該責任者によって承認されるべきである」。

具体的には以下について、必要な場合には段階毎の目的も含めて、設定する：

- ・「どのような犯罪構成要因指標およびどのような行動について作戦的に重要な情報や証拠が入手されるべきか」、
- ・犯罪の「どのような助長事情・条件が確認され、立証され、除去されるべきか」、
- ・犯罪による「損害防止のために何が必要か」、
- ・「帝国主義の秘密情報機関や他の敵対的なセンター・組織・勢力のどのような計画、企図、措置が解明、立証され、適時に防止されるべきか」。

#### (4) OV 開設 (Anlegen)

OV による処理の開始についての、政治的・作戦的および刑法上の評価に基づく担当責任者の決定。

「刑法第 1 章・第 2 章—特別な部分 [=国家犯罪]—該当の犯罪行為 (準備、試みまたは遂行)、または一般犯罪の犯罪行為の容疑が存在する場合に、これらが高度な社会的危険を示しかつ国家犯罪と密接に関連する、ないしは職務規程・指示によって MfS がその処理の担当である限りで、開設されるべきである」。

これらの容疑が存在するのは「調査された非公式ないし公式の情報と証拠から、客観的、実務的、批判的に、かつ犯罪構成要因に関わる評価に基づいて、1 つまたは幾つかの犯罪構成要因の違反が蓋然性をもって推定され得る場合」に限られ、容疑は「正確かつ厳密に政治的・作戦的に、かつ刑法上、明らかにする」ことが必要である。

〔これらの開設要件に照らせば、ドライマンに対する OV ラツロは、彼のシュペーゲル寄稿についてのクリスタの証言 (青木 2020a:21) 後に初めて可能になるのであり、それ以前はせいぜい OPK であった。〕

これらによって「すでに開設の際に、国家敵対的活動の有効な立証と制限・防止を達成するための決定的な前提が形成される」。「開設承認のためには担当責任者に開設についての決定と開始報告、最初の作戦計画が提出されるべきである」。

#### (5) 開始報告 (Eröffnungsbericht)

開始報告の内容は：

- ・原拠資料の政治的・作戦的および刑法上の評価結果、
- ・開設の政治的・作戦的および刑法上の前提の根拠、
- ・達成すべき目的、
- ・処理する容疑者の個人調査、
- ・容疑理由が存在する刑法規定、
- ・原拠資料の成立とその本質的内容、
- ・情報源、特にその誠実さと信頼性の評価、
- ・個々の刑法規定の客観的・主観的犯罪構成要件の指標についての、処理がなされるべき容疑の論拠。
- ・「複数の容疑ないし複雑で重大と見られる事情の際には、処理されるべき人物の詳細な特徴、詳しい事実報告等々」。

<sup>4</sup> 「作り話」(Legende) 作戦の例は青木(アンソロジー:21,25,47) 参照。またこの映画のシュタジ大尉ヴィーヌスラー役であったミュエは元妻グレルマンを IM だったと非難したが、彼女も警察官を装うシュタジの「作り話」に騙された可能性が高く、裁判に訴え勝訴し非難は取り消された(近く別稿予定)。

<sup>5</sup> 「作戦的結合」は作戦対象の処理のために、対象にとっては「見

#### (6) 作戦計画 (Operativplan)

作戦計画は、「計画的かつ目的に向けた OV 処理のための基本的で義務的な文書」であり、以下を含む〔文中の「作戦的」は陰謀によることを示す〕：

- ・「達成されるべき目的とそこから派生する各段階の目的」、
- ・「急を要する容疑の立証のために得られるべき必要な情報と証拠並びにその処理に必要な政治的・作戦的課題・措置」、
- ・「作り話<sup>4</sup>によって投入されるべき作戦要員、特に IM、並びに作戦的手段・方法」、
- ・「立証のための作戦要員の最も目的に見合った作戦的・戦術的行動」、
- ・犯罪を「助長する条件や事情のできる限りの除去と損害防止のための、敵対的・否定的行動の有効な制限の政治的・作戦的措置」、
- ・「他の作戦的職務単位との効果的な協力ないしは場合により必要な国家機関・経済管理機関・企業・コンビナート・施設並びに社会的組織・要員との協力」、
- ・「政治的・作戦的措置の実現とコントロールの期限と責任」。

#### (7) IM 導入 (Einführung von IM)

IM 導入は容疑者向け IM がいないか、「更なる IM が容疑者に直接接して活動しなければならない場合に適用される」。

導入の目的は、計画中または実行済みの「敵対的・否定的行動、その基礎にある動機、並びに容疑者の行動の手段と方法、および背後の人物たちについての作戦上重要な情報や証拠を適時に入手し、それによって敵対的・否定的行動の予防、防止ないし制限のための前提を形成する」ことであり、そのために「容疑者と OV の各課題に適し、質の高い、検討済みの IM との間の信頼関係の構築」を図る。

「導入条件」として以下その他多くが定められた：

- ・導入は「すでに OV 処理開始時に入念に」準備すること、
- ・当該 IM の「政治的・作戦的課題の厳密な確定」、
- ・上記課題と「容疑者の人柄の分析並びに OV 処理の事情と条件に基づく、導入されるべき IM への要求像の作成」、
- ・「要求像に最も広範に合う適切かつ可能な IM の選択」、
- ・容疑者に IM との「接触の構築と深化の気を起こさせるために、適切な作戦的作り話と作戦的結合<sup>5</sup>の作成」
- ・容疑者のもとへの「IM の投入準備」、
- ・導入 IM への「任務付与と指導、並びに導入されるべき IM による〔指導将校への〕綿密な通報」。

「導入全体の経過の中で」目的達成度が「良心的に評価されるべきである」。また「同様に不断に、導入されるべき IM [を守るための] [任務] 解除が保証されるべきである」。

「敵対的グループの処理の際」にはそこからの「引き抜き (Herausbrechen) の必要性和可能性」を検討すべきである (引き抜きの対象・目的などの詳細は Suckut 1996:164f.)。

#### (8) IM の容疑者への接近 (Heranführen)

「接近の仕方が容疑者の当該 IM への関心に本質的に影響し、導入成功に著しく寄与する」。だから「接近は作り話によってなされ、最初の接触が目的に向けて一層強化され、導

かけ上関連のない作り話的な色々な措置を結び付ける」方法。それによって対象を「混乱、分解、吸い上げ、影響感化」に追い込み、「情報と証拠資料の入手、IM の獲得」を図る (Engelmann 2016: 253、詳しくは OV 規定 2.4.項や Suckut 1996:212f.)。吸い上げ (Abschöpfung、スキミング) は、IM などが相手に気付かれずに作戦上の情報を収集すること。

入において達成に努められるべき信頼関係にまで発展し得るように形成されねばならない」。

### (9) IM の解除(Herauslösen)

IM の任務解除は「とりわけ OV 処理終了の際に適用される」。「解除の目的」は：

- ・「敵への別の活動のために」振り向ける、
- ・敵の目をそらしつつ IM と暴露された原因を探る、
- ・「IM の個人的安全を保証し MfS への信頼をさらに強める」。

「OV 処理における不断の必要としての解除は可能な限り早期に準備され実現されるべき」であり、そのために「特に適切なのは IM の陰謀的活動への推論を許さないような公的な証明手段である」。

### (10) 案件状況報告(Sachstandsbericht)

この報告は「OV 処理の達成状況」を「要約的、凝縮的」に「証拠による分析」によって報告する文書で、以下を含む：

- ・「処理された政治的・作戦的に重要な事情および容疑者についての結果」
- ・「客観的な証拠状況に基づく具体的な政治的・作戦的および刑法上の評価、投入された要員と手段並びに適用された方法の有効性を含むこれまでの作戦的・戦術的行動」。

### (11) 処理の中止(Einstellen)

「OV 開設に到った容疑理由が明確かつ証明可能に否定され、それゆえ犯罪行為も他の法律違反も犯されなかった場合、ないしは刑事訴追の前提がもはや存在しない(例えば時効、容疑者死亡、帰責不能)場合、または目下のところ容疑理由を明らかにする可能性が客観的に存在しない場合に、OV 処理の打ち切り」となる。

「中止理由は良心的に吟味され、必要な予防措置または適法性の維持・回復に役立つ措置が導入ないし指示されることが確保されるべきである」し、「承認を必要とする終了報告」も作成されるべきである。

「中止された OV は保管庫に移され、必要な場合には封鎖されるべきである」。

### (12) OV 終了(Abschluß)

OV 終了は、「政治的・作戦的に効果が大きくかつ法的に許容される(特に刑法典に基づく)諸措置の適用によって、立証された犯罪行為が可能な限り完全かつ最終的に阻止され、更なる犯罪行為が容認されず、並びにその際に可能になる予防措置が実現される OV 処理の段階」であり、「終了報告」(Abschlußbericht)が作成されねばならない。

終了の「前提」は、「階級闘争の状況ないし政治的・作戦的状況が終了を必要とするか、またはそれを許容し、事案処理の政治的・作戦的目的設定が必要な質をもってかつ必要な範囲で、特に犯罪行為の明白な容疑の立証によって実現」することである。

終了に当たっては、犯罪行為の証拠によって証明し、犯罪の原因や助長した事情等を国家機関・経済機関や社会組織との協力のもとに「十分に除去すること」と、「更なる敵対的・否定的行動」の防止措置を取ることが必要である。

終了時には、「政治的・作戦的、および刑法上、刑事訴訟上の視点から」の「事案資料全体の集中的な評価」の上で、

終了の「前提の存在、終了の具体的目的、社会的に有効な終了種類(例えば部分的終了)、終了実現の仕方、並びに当該 OV によって達成された結果の評価についての結論が引き出されねばならない」。

終了の種類には、捜査手続き導入(逮捕有り無し)[の上で裁判]、抱き込み(Überwerbung)<sup>6</sup>、分解措置導入[**2.2.2 節**]、IM 徴募、西側の信用失墜材料に利用、特別扱いの人物の特別措置、党・国家指導部への資料提供などがある。

### (13) 終了報告(Abschlußbericht)

「終了報告では OV 処理の本質的、政治的・作戦的、かつ刑法上の諸結果が、客観的に、先入観なく、かつ得られた作戦上重要な情報と証拠に常に関連して証明され、評価されるべきである」。また、「得られた情報の合理的な再入手を可能にしなければならない」。

報告には「特に以下が含まれ証明されるべきである」：

- ・「刑法の犯罪構成要件ないし他の達成された結果に応じた容疑者の刑法上の責任の要約」、
- ・「原拠資料の発生と由来並びに事案開設に到った本質的な情報と証拠」、
- ・「容疑理由解明の際に達成された状況の最も本質的な政治的・作戦的および刑法上の結果、「違反のあった犯罪構成要件に応じた客観的および主観的な犯行事情」、「犯罪構成要件に関連した犯人の人格の評価と判断」、「そのために存在する非公式と公式の証拠材料の考慮のもとでの、並びに容疑者に不利・有利両方の観点における犯罪行為の発展段階と関与形態」、
- ・「犯罪行為を助長する事情と条件の分析並びにその克服のための識別可能な方法」、
- ・「国家敵対的活動の背後の人物や組織者並びにその効果的な撲滅可能性」、
- ・「終了提案理由並びに選択されるべき終了種類」、
- ・「IM 解除の状況と今後のその指導ないし取り止めのために必要な課題」、
- ・「OV 処理において生じ、終了の際に注意されねばならない面倒な事態」、
- ・「裁判において」陰謀露呈を避ける」方法、
- ・「OV において把握された人物たちについて予定される今後の政治的・作戦的措置(例えば OPK、旅行禁止)」。

### (14) 保存記録(Ablage)

「アーカイブ化はそのために職務規定・指示にある決定に応じてなされねばならない」。

[シュタジでは OV 終了または中止後に関係文書は AOP (アーカイブ化された OV (受動的登録))として保管された(Engelmann 2016:80)。文献上のその使用例は青木(2020:16,27,28)参照。使用中のそれは「能動的登録」(aktive Erfassung)と呼ばれた。]

### (補注 1) 国家犯罪(刑法第 1 章・第 2 章)

OV 規定は、刑法(1968 年以後)上の一般犯罪と区別して、刑法第 1 章・第 2 章該当の犯罪を「国家犯罪」(Staatsverbrechen)と呼ぶ。

法規定としては 1949 憲法第 6 条(ボイコットや戦争、人種などをめぐる扇動を刑法犯罪と規定)<sup>7</sup>や、1957 年刑法補足

<sup>6</sup> 「抱き込み」は「敵対的エージェントや反体制グループのメンバーの獲得と“寝返り”させること(Engelmann 2016:339)で、OV 規定の「2.3.4.」、詳しくは「方針 1/1979」(脚注 3)の「5.4.2.」にある。

<sup>7</sup> 1949 年憲法第 6 条「(2)民主的な制度や組織に対するボイコット扇動、民主的政治家に対する暗殺扇動、信仰・人種・諸国民憎悪の表明、軍国主義的プロパガンダ、並びに戦争扇動、同権に反す

法(StEG)にある「国家とその機関の活動とに対する犯罪」に始まると言われる(山田辰 1982:3-6 参照)。Engelmann (2016:317)などには刑法では第 2 章のみそれに該当とあるが、第 1 章も該当だろう。

刑法第 1 章は以下の「ドイツ民主共和国の主権、平和、人道および人権に対する重罪」を挙げる:

- 第 85 条「侵略戦争の計画・実行」、
- 第 86 条「自国・他国への侵略行為の企図・組織化」、
- 第 87 条「帝国主義的兵役への募集」、
- 第 88 条「他国民抑圧行為への参加」、
- 第 89 条「戦争の煽動・宣伝」、
- 第 90 条「国際法に反するドイツ民主共和国市民の訴追」、
- 第 91 条「人道に対する重罪」、
- 第 92 条「ファシスト的宣伝、民族的または人種的煽動」、
- 第 93 条「戦争犯罪」。

このうち第 90 条に言う訴追は、全ドイツを代表すると主張する西独が東独市民に裁判権を行使することを指すが、両独基本条約締結後は意味がない。

第 2 章は次の「ドイツ民主共和国に対する重罪」を挙げる:

- 第 96 条「反逆」、
- 第 97 条・98 条「スパイ活動」、
- 第 99 条「国家裏切りの情報伝達」、
- 第 100 条「国家裏切りの情報活動」、
- 第 101 条・102 条「テロ」、
- 第 103 条「妨害工作」、
- 第 104 条「サボタージュ」、
- 第 105 条「国家敵対の人身売買」〔東独人逃亡の補助〕、
- 第 106 条「国家敵対的煽動」、
- 第 107 条「憲法敵対的結合」〔のちに「国家敵対的グループ形成」に改定〕、
- 第 108 条「同盟国に対する国家的重罪」、
- 第 109 条「国際関係を危くすること」。

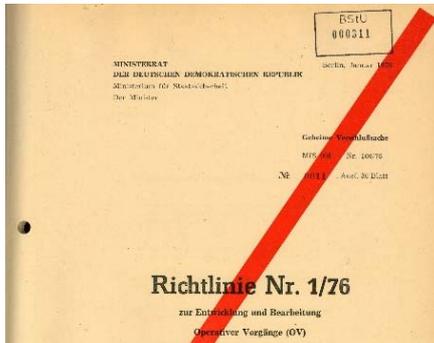
(山田辰 1982:47,63-67、一部の訳を変更)

これらの犯罪の最高刑は死刑であったが、東独は 1987 年に死刑を廃止した。

### 2.1.2 OV 規定(方針 1/76)

シュタジ(MfS、国家保安省)はその国内対策の主要作戦形態たる作戦事案(OV)について、1976 年 1 月 1 日に「作戦事案の発展と処理についての方針 1/76」(AGM 198、OV 規定と略記)(図 3)を発効させ、1989 年まで適用した。

図 3 「作戦事案(OV)の発展と処理についての方針 1/76」



(注)文字のない下半分省略。(出所)AGM 198。

OV 規定は目次を含め 57 ページもある長文であり、本節

では OV 規定の構成を紹介し、そのうち上記 2.1.1 節における紹介では不足しているが、この映画の評価に関わる部分についてのみその内容を補足する。

その際、頻発する OV(作戦事案)や OPK(作戦的人物コントロール)、IM(非公式協力者)、GMS(社会的保安協力者)は略語のみ用いる。また細目(1.2.1.など)の中身は項目名または抜粋のみを記す。

#### ●構成

前文

#### 「1. OV の目的に向けた発展」(計 22 頁)

「1.1. 保安政策上高い意味を持つ OV のための原拠資料の体系的かつ重点関連の作成」

「1.2. OV 原拠資料の発展のための IM と GMS の質的に高い投入」

「1.2.1. OV 原拠資料の発展のための IM と GMS の投入方針」

うち「IM および GMS の一般的な投入方針」:

「1. 政治的・イデオロギー的妨害工作および敵対的な接触政策・接触活動、敵対的な拠点活動の現象形態と影響の確認と解明」、

「2. 意図・準備・試みられたまたは実行された国家敵対的行動、およびそれに近い一般犯罪の重大な犯罪行為、並びにその他の敵対的・否定的行動の確認と解明」、

「3. 作戦上重要な出来事の確認と解明」、

「4. 保安、秩序および規律の作戦上重要な違反の確認と解明」、

「5. 責任分野に対して有効になる国家敵対的活動の組織者と教唆者の情報の確認と解明」

「1.2.2. IM および GMS 投入の強化と IM の獲得」

「1.3. OV 原拠資料の発展のための、その他の作戦的要員 [=IM・GMS 以外] や手段、方法の目的に向けた投入」

「1.4. 不断の政治的・作戦的評価、目標に合わせた点検、および獲得した諸情報の分析的処理」

諸情報とは、「IM・GMS・その他の作戦要員および手段、方法の投入の結果として入手されるすべての諸情報」を指し、1.4.1.~1.4.3.に、IM・GMS その他との「会合実施の際の課題」、「会合評価の際の作戦職員と責任者の課題」、「評価者の課題」が規定された。その際「会合」では「特に IM および GMS への任務付与と指図」が強調され、その重要性が示された。〔IM らのシュタジ指導将校との会合の実例は青木(2020)参照。〕

「1.5. OV 原拠資料の発展のための OPK の導入と利用」

「1.6. OV 原拠資料の発展のための作戦的職務単位間の協力」

「1.7. OV 原拠資料の発展のための、ドイツ人民警察 [=東独警察] および他の内務省諸機関並びに他の国家管理・経済管理諸機関・企業・コンビナート・諸施設並びに社会的諸組織とその要員の可能性の利用」

「1.8. 原拠資料の政治的・作戦的及び刑法上の評価と OV 開設のための諸前提」

#### 「2. OV の目的に向けた処理と終了」(計 25 頁)

「2.1. OV 処理の政治的・作戦的目的設定」

「2.2. 作戦計画による活動」。

「2.3. IM との活動」〔詳細で、2.3.1.~2.3.5.がある。〕

るその他のあらゆる行為は、刑法の意味における犯罪である。憲法

の意味における民主的権利の行使はボイコット扇動ではない。

「2.4. 作戦的作り話および作戦的結合による活動」

「2.5. その他の作戦的要員 [=IM 以外]、手段、方法の目的に向けた投入並びに他の国家管理・経済管理諸機関・企業・コンビナート・諸施設の要員並びに社会的諸組織・要員の OV 処理への組み入れ」

「2.6. 分解措置の適用。〔詳細は 2.2.2 節〕

「2.7. OV 処理からの IM の解除」

「2.8. OV 処理の終了」〔終了に加えて 2.8.4. には「中止のための政治的・作戦的および刑法上の理由」がある。〕

「3. OV の発展と処理の質的向上のための責任者の原則的課題」(4.も合わせて計 4 頁)

「4. 付則」。〔1976 年 1 月 1 日発効など。〕

構成は以上である。

#### ●2.1.1 節の補足

以下では上記 2.1.1 節の補足として、OV 規定のうち前文と、「1.5」、「1.8」、「2.1」を紹介し(前文以外は抜粋)、「2.6. 分解措置の適用」は説明を加えつつ 2.2 節で取り上げる。

前文(全文。規定には前文という表題はない)：

「DDR における発展した社会主義社会の一層の形成、社会主義国家共同体の相互強化、平和共存原則のさらなる実現、平和の維持と確保をめぐる闘争は、帝国主義との厳しい階級対立の中でなされている。

DDR の社会的発展の確かな防御と国内保安の全面的な保証は、国家保安省 [=シュタジ] による、敵のすべての転覆攻撃の、目的に向け集中的重点的な予防的防止および暴露、撲滅を必要とする。

これらの主要課題を成功裏に解決するための重要な前提は、〔作戦的職務単位の〕各責任分野におけ保安と秩序の保証のための重点関連の作戦的基本活動に基づく OV の発展と処理の不断の質的向上である。

OV の目的に向けた発展と処理によってとりわけ敵対的・否定的な勢力の効果発揮が予防的に阻止され、敵対的・否定的な行動による損害、危険、あるいは他の重大な結果の発生が防止され、それによって党・国家指導部の政策の継続的な実現に本質的な寄与がなされるべきである。

作戦的職務単位責任者はその指導・管理活動を OV の発展と処理に集中し、作戦的要員と手段、とりわけ IM と GMS がこれらの課題のために集中的に投入され、発展させられることを保証しなければならない。すべての管理レベルの責任者によって、作戦職員の目的に向けた政治的・イデオロギー的教育のため、および OV の質的に向上した発展と処理のための彼らのチェキスト能力 [=超法規手段駆使能力] のために、すべての可能性が利用されるべきである。

この方針に定められた諸課題の解決は、方針 1/68、2/68、1/70、1/71 のような他の基本文書、並びに他の諸職務規定に定められた政治的・作戦的諸課題の実現との密接な関連の中でなされねばならない。

OV の発展と処理の質的向上の指導・管理活動の際、およびそれに向けられたすべての政治的・作戦的諸措置の準備と実行の際、並びに OV 文書の運用の際には、陰謀と秘密保持の保証についての諸規定が一貫して実現されるべきである。」

〔OV の発展と処理の不断の質的向上〕が、「社会的発展の確かな防御と国内保安の全面的な保証」のための「重要な前提」と位置づけられた。その際の主要作戦は IM・GMS 投

入とされ、それについての詳論が上記目次 1.2.1.にある。著名作家も動員した実際の運用例は青木(2020)参照。〕

「1.5. OV 原拠資料の発展のための作戦的人物コントロール(OPK)の導入と利用」：

「1.1.は OV 原拠資料の充実・質的向上を OV 成功の鍵として強調し、そのための手段を 1.2.以下に列挙し、その 1 つとして 1.5 が OPK の活用を規定した。〕

「作戦的職務単位責任者は、OPK が OV のための原拠資料の発展のために目的に向けて利用され、ないしは適用され、この過程に組み込まれることを確保しなければならない」。

「人物についての作戦上重要な手がかりの分析および厳密なコントロール目的に基づいて、国家敵対的活動の容疑の練り上げに向けられた政治的・作戦的諸措置が決められ実行されるべきである。OPK 処理の経過の中ですでに予防および損害防止の措置が実行され得る。責任者および職員は OV のための原拠資料の発展のために OPK の可能性の一貫した利用についての以下の課題を解決しなければならない：

1. OPK は、政治的・作戦的重点分野を優先しつつ、作戦上重要な人物および人物グループに集中されるべきである。
2. IM および GMS は人物についての作戦上重要な手がかりの解明のために目的に向けて投入されるべきである」。

「1.8. 原拠資料の政治的・作戦的及び刑法上の評価と OV 開設のための諸前提」：

「原拠資料の政治的・作戦的及び刑法上の評価によって、必要な措置の確定を含む OV 開設についての根拠のある決定のための諸前提が形成されるべきである。政治的・作戦的及び刑法上の評価の際には常に、作成された情報と証拠に基づいて、開設と処理、終了によって OV が帝国主義との階級闘争における党と政府の政策の実現への攻勢的な寄与をし、高度な保安政策効果を達成し、責任分野における政治的・作戦的情勢を肯定的に変化させるべきことから出発すべきである」。

「1.8.1. OV のための原拠資料の政治的・作戦的および刑法上の評価への要求」。〔それぞれ 3～9 細目から成る 4 項目があるが、省略。〕

「1.8.2. OV 開設の政治的・イデオロギー的および刑法上の諸前提と責任者の必要な決定」：

「OV は、1 つまたは幾つかの既知または未知の人物による刑法第 1 章・第 2 章(特別部分)該当の犯罪行為 [=国家犯罪] の容疑、または高度な社会的危険があり、国家犯罪と密接に関連する、ないしはその処理のために私 [=シュタジ大臣ミールケ] の職務規定・指示に応じて MfS が所轄する一般犯罪の容疑が存在する場合に開設され得る。

上記犯罪行為の容疑が存在するのは、点検された非公式ないしは公式の情報や証拠から客観的、実務的、批判的で、かつ犯罪構成要因に関連した評価に基づいて、1 つまたは幾つかの犯罪構成要因違反を確かに推論され得る場合である」。「その際容疑者に不利・有利なすべての情報が考慮されるべきである」。

「OV 開設についての決定」は、「局・独立部では責任者・同代理、県支部・支部では責任者・作戦代理」が行なう。

〔独立部はシュタジ本部の局に属さず大臣や大臣代理が直轄する部を指す(3.1 節参照)。県支部に局はなく、部以下が存在した。OV 規定制定当時は県支部以外の支部が存在したが、1980 年代にはなくなった(3 節冒頭参照)。〕

〔この映画では局所属の第 XX/7 部部長グルビッツが権限も根拠(原拠資料)もなしに OV を開設する。あり得ない。〕

## 「2.1 OV 処理の政治的・作戦的目的設定」

OV の目的は:

・国家犯罪または〔シュタジ所轄の〕一般犯罪の「明白な容疑の立証のために必要な証拠を攻撃的かつ集中的で、犯罪構成要因に関連した処理によってもたらすこと」。

〔「明白な」の原語 dringend は一般的には「至急の」と訳されるが、容疑・嫌疑について辞書には「明白な」、「疑う余地のない」、「濃厚な」、「有力な」などとある。ここではシュタジが容疑の存在を疑う余地がないと確信した場合を指す。その場合には OV を開設して証拠を固め容疑者を処理する。容疑が明白かどうかを探る作戦は OPK である。この映画の大部分は OPK 対象であり、終盤で初めて OV が可能になるにもかかわらず、最初から OV とされた。〕

・「国家敵対活動ないしはその他の犯罪行為」の「社会に有害な影響を広範囲に制限または防止すること」。

・「国家敵対活動またはその他の犯罪行為」の原因または誘因を「確認し、証明し、広範囲に制限または除去すること」。

・「帝国主義の秘密情報機関やその他の敵対センター・勢力の計画や意図、措置を包括的かつ継続的に偵察し、相応に狙いを定めた政治的・作戦的措置によってその実現を適時にかつ効果的に防止すること」

## 「2.6. 分解措置の適用」:

シュタジの国内陰謀工作の主要手段であり、説明を加えつつ紹介したいので、節を改めることにする。

## 2.2 分解措置

### 2.2.1 分解措置とは

分解措置 (Maßnahmen der Zersetzung) は、司法手続きを必要としない便利かつ効果的な抑圧方策としてシュタジが多用した。これは司法の観点からは超法規措置であるが、そうした不法が合法化されていた。それはシュタジが自らをチェキストと名乗るように、ソ連 KGB 由来の共産圏共通のやり方であった。

この映画の最初の「連続尋問」の中でシュタジ大尉ヴィーヌが「囚人 227」を、妻も逮捕し子どもを寄宿学校に入れるという家族分解措置で脅す(青木 2020a: 6)。

但しこの場面は作者のスターリン時代的想像であって、囚人 227 は容疑者ではなく、東独からの逃亡の支援者の単なる証人にすぎない。従ってシュタジは彼を証人喚問することは可能だが、逮捕はできない、しない。ましてや妻の逮捕はあり得ず、証人でもない妻にはせいぜい職場や地域組織などを通じて超法規的圧力をかけることしかできない。

例えば、1978 年に夫が出国申請絡みで有罪となった時、妻は職場を通じた分解圧力により離婚したが、妻は逮捕されてはいない(青木 2009:141)。

シュタジの 1980 年代の分解措置の事例の 1 つが、東独の非官製平和運動の先進地イエーナにおいてイエーナ平和共同体創設メンバーの一人として平和運動の中心人物の 1 人でもあった画家・造形芸術家ルブ (Frank Rub)<sup>8</sup>とやはり画家であるその妻 (Eve) である。

二人は、1983 年に西独からの抗議により 6 週間の勾留か

ら釈放された。しかし司法での対応を諦めたシュタジは、作戦「怒り」(Aktion Ärger)の一環としての OV「のみ」(工具のそれ、Meißel)による激しい分解措置を、市役所・病院・芸術仲間も動員して実行し、妻は自殺未遂に至った。そこで、出国派を毛嫌いしていた夫もやむなく家族ともども西ベルリンへの出国を決断し、シュタジは作品持ち出しを認めた(青木 2014:18, 23-24)。シュタジは二人を刑務所に送ることはできなかったが、追放に成功した。

同じ 1983 年イエーナでは、平和運動に加えて、出国運動(逃亡ではなく出国申請による西独移住促進運動)も全国で初めて街頭に進出した。その集団的かつ持続的な示威行動を西独テレビ・新聞が「イエーナの白い円陣」と名付けて大きく報じ、他地域からの参加者も増えた(青木 2014)。

これに業を煮やした国家保安相ミールケは 1983 年 8 月 11 日、「敵対的・否定的勢力および“出国希望者”のグループ [=イエーナの白いサークル] や“平和グループ”メンバーとそのシンパを自称する人物たちのグループを動揺させ、分解<sup>9</sup>せよと命じた(同上:17)。

シュタジの分解措置は、以上のように、刑法措置への追加として、あるいは刑法措置なしに発動される。だからそれを、作家フックス (Jürgen Fuchs, 補注 2 参照) は、怒りを込めて「シュタジの“ひそかな”方法」(die »leisen« Methoden)と呼んだ (Behnke u. Fuchs 2010:44ff.)。これを Engelmann (2016: 391) は「フックスによって“ひそかなテロ”と呼ばれた」と言い替えた。

ドイツ語「leise」は静かな、かすかな、弱いなどを意味するが、ひそひそ話すことにも使われ、分解措置の実態に照らして「ひそかな」と訳した。

分解措置はフックスが言うように、判決や行政罰などおおよかの処罰ではなく、シュタジが行政機関や職場その他の相手の関係先をこっそりひそひそ声で動かして、組織の解体・動揺や家族関係の破壊、個人の孤立化と信用失墜などを狙い、場合により「死ぬまで」追い込む (Fuchs 1991:94)、いわば秘密警察によるリンチを含む。

Engelmann (2016:390f.) は、分解措置を「MfS が「敵対的・否定的」と見なす人物や人物グループの隠密裏の撲滅方法」と定義し、以下のように説明した:

分解の目的は、「敵対勢力を粉碎し、麻痺させ、組織を解体し、相互におよび周りから孤立させ」、「“敵対的”行動を予防的に防止し、制限し、または阻止する」ことである。

対象は「概ね国家から独立した平和・環境・人権のグループ、出国申請者、積極的なキリスト教徒、並びに MfS [=シュタジ] が DDR に対する政治的地下活動を疑う作戦地域 [=主に西独本土・西ベルリン] の人物や組織であった」。

個人々への分解措置の例は、「世間の評判や名声、威信の体系的な信用失墜」を狙ううわさの流布、「職業上のおよび社会的な失敗の体系的組織化」による「自信の破壊」であり [クリアと夫クラウチクの場合には職業禁止と多くのうわさの流布、秩序罰、運転免許証停止等であった(青木 2021a)]、グループに対する例は、「不信、ねたみ、ライバル関係、相互疑心」の醸成、メンバーを「他の国家機関と協力して職場拘束、職業禁止、兵役召集、あるいは強制追放によって無力化」することであった。

「分解の有効性はしばしば長期間の作戦における様々の

<sup>8</sup> ルブらは 1983 年 3 月 18 日にイエーナで「社会の軍国化」反対のデモをし、それを記したプラカードは私服のシュタジ職員によって

引きちぎられたが、ルブが引きちぎられた残りを掲げる写真が Veen (2000:写真集のページ)にある。

措置の組み合わせ投入によって発揮された。

分解措置は「OV 終了の相対的に独自の種類」[2.2.2 節の 2.6.1 の項参照]と見なされ、ホーネッカー時代[1971～1989 年]には特に反体制派の撲滅の際に、国際的評判という理由からしばしば政治的にもはや適切ではなかった刑事訴追の代わりとしてとして役立った。

分解措置実施には事前の計画作成と「それぞれの局、独立部、県支部の責任者」によるその承認が必要であり、「組織やグループ、目立つ人物グループの場合には大臣あるいは担当の大臣代理」の承認が必要であった[詳しくは 2.2.2 節の 2.6.3 項参照、独立部は上記]。

この説明に付された OV 文書の写真(S.391)によると、東ベルリンのシュタジの「ケペニツ郡支所とケーニヒスヴスターハウゼン郡支所」による「あるアマチュア劇団に対する分解措置」によって、「若干のメンバーが同劇団内の活動から身を引くという意見の相違」が「達成され得た」。

その際分解措置として、劇団員 A には西ベルリン移住許可、B と C は徴兵、D の[IM]解除、E への情報提供による F と G の間の差異の助長、劇団員 1 人を「MfS との非公式協力に獲得」[IM 化]、IMB ロラント(Roland)の同劇団への入り込み、「H、I、並びにそれらの両親」との会話といった分断工作が取られた。人名 A～I がすべて黒塗りのため、重複の可能性はある(例えば E と F または G)。

## (補注 2) 反体制作家フックス(Jürgen Fuchs)

ハーベマン・グループの作家でありシュタジの犠牲者でもあったフックス(1950-1999 年)は、1969 年にアビツア(大学進学資格付き高卒)と国有鉄道(ライヒスバーン)専門労働者資格を修了し、すぐ 1969-71 年兵役、1971 年からイエーナ大学で社会心理学専攻。1973 年 SED 入党。入党目的は「変化をもたらす」とことと「機構を内側から描写する」ことであった。しかし 1975 年 4 月「DDR の社会主義社会の基礎に対する敵対的攻撃」ゆえに SED 除名、同時に以前は「非常に良い」評価であった学士論文も「トロツキスト的・修正主義的傾向」ゆえに却下、学籍抹消、出版禁止。1974 年から OV「修正主義者」(Revisionist)の、1975-76 年 OV「ペガサス」(Pegasus)の対象の 1 人であった。

1975 年 8 月家族とともども東ベルリン郊外の著名な反体制派ハーベマン(Robert Havemann)宅の「庭の家」に寄宿し、福音教会系の児童養護施設で教師として働く。OV「クモ」(Spinne)の対象であった。

ピアマン追放に公然と抗議し、1976 年 11 月 19 日(ピアマン追放の 3 日後)東ベルリンのシュピーゲル事務所へ向かう途中、「国家敵対的扇動」罪容疑で逮捕、9 ヶ月シュタジのホーエンシェーンハウゼン中央拘置所に勾留、証言と話し合い[下記のシュタジ協力への誘い]拒否のあと、福音教会と西ベルリンの「自由と社会主義擁護委員会」による交渉の結果、1977 年 8 月末追放。西ベルリンに移送された。

[上記の「話し合い」とはシュタジの「VIM」への誘いに関するものである(Behnke u. Fuchs 2010:55)。VIM は IM 候補を指す IM-V (IM-Vorlauf)の別称で、略語欄参照。]

彼は西ベルリンでは長年東独反体制派との連絡係を務め、それらとチェコスロバキア(憲章 77)やポーランド(ソリダルノスチ(労組連帯))、アムネスティ・インターナショナルの仲立ちもした。体制転換後はシュタジ解体などに尽力した。

1982 年ボンの平和デモでの彼の演説に対して東独検

察庁は「国家裏切りの情報伝達」[刑法第 100 条]と「重罪における国家敵対的扇動」[刑法 106 条]の容疑で改めて捜査手続きをとり、同年 5 月 6 日東独をトランジット中の彼を逮捕した。[その結果の記載はないが、西独国籍のフックスを、しかもトランジット中に東独への裏切りでの逮捕は無効になっただろう]。

シュタジは 1982 年から彼を OV「反対派」(Opponent)で処理し、1983 年から彼を「高度の DDR 国家の敵」としてこの OV を ZOV(中央 OV)「反対派」に引き上げた。在学中や勾留中を含め多数の著作を発表した。(以上特記以外は Müller-Enbergs 2010:356; Veen 2000:155 による。)

1986 年 10 月 30 日にフックス一家が住む西ベルリン・テンペルホーフのアパートの前に駐車していた彼の車のトランクルームが「5 発の手投げ榴弾」で爆破された。ちょうど通りかかった娘リリ(Lili)と友人が犯人の逃亡を目撃した。それを「海賊チャンネル“黒いチャンネル”」が事前に放送日時をチラシを東ベルリンの「至る所」に配り翌日 22 時に放送した。

そのため海賊版「黒いチャンネル」解明のためにシュタジの「IMB マリオ」(Malio)が、ヤーン(Roland Jahn)や上記のルプを訪問した。フックスはシュタジが爆破犯を雇ったと見て証拠を見つけようとした(Fucks 1991:104)。ヤーンは果敢な行動で有名な元イエーナの反体制派で強制追放され、西ベルリンでフックスと協力した(青木 2014 参照)。彼は最後の BStU 長官でもあった。

マリオが誰かを探したが、目下不明である。しかしマリオの通報を本部の大臣代理・中將ミッティヒラに送ったのはシュタジのゲラ県支部だから、マリオは同支部登録の IMB(意味は略語欄参照)になる。

上記の「海賊チャンネル“黒いチャンネル”」は、東独の宣伝放送「黒いチャンネル」ではなく、それに対してクラウチク(Stephan Krawczyk)やシュルト(Reinhard Schult)が企画したいわば反「黒いチャンネル」である(青木 2021a:3)。

## 2.2.2 OV 規定における分解(Zersetzung)措置

1976 年 OV 規定の「2.6. 分解措置の適用」によれば:

### 「2.6.1. 分解措置の目的設定と適用分野

分解措置は、敵対的・否定的勢力の間に、それらが粉々になり麻痺され解体され孤立しその敵対的・否定的行動の影響が予防的に防止され本質的に制限あるいは完全に阻止されるような矛盾ないしは差異の惹起並びに活用と強化に向けられるべきである。

敵対的・否定的勢力内の具体的状況に応じて、ふさわしい接点が存在する一定の人物たちの態度に、彼らがその敵対的・否定的立場を放棄し今後の肯定的な影響が可能であるように、影響を及ぼされるべきである。

分解措置はグループやグループ形成、組織、また個人にも向けられ、OV 終了の相対的に独自の種類として、あるいは他の終了種類と関連して適用され得る。

作戦的職務単位の責任者は、政治的・作戦的必要がある場合には、分解措置が[OV 終了としてではなく]OV の攻勢的処理の直接の構成部分として適用されることを保証しなければならない。

分解措置は特に以下に適用され得る:

- OV 処理において国家犯罪または他の犯罪行為の存在のために必要な証拠が入手され、かつその時々 OV が政治的理由および政治的・作戦的理由からより高度な社会的利益の実現のために終了されざるを得ない場合、

- ・特に敵対グループの壊滅並びに敵対的・否定的行動の大衆への影響の制限ないしは阻止のための刑法上の措置に関連して、
- ・国家敵対的活動や他の敵対的・否定的行動の有効な予防的撲滅のため〔以下簡略化:「特に」として「否定的グループ形成」の影響阻止や「分解させる政治的見解の影響ないし損害の原因となる行動の制限」のために、および「作戦地域〔西独・西ベルリン〕における国家敵対的活動の組織者や背後の人物に対して」が挙げられる〕、
- ・政治的・イデオロギー的妨害工作の普及ないしは促進のための活動の発生源である人物や人物グループ、組織に対して」。

### 「2.6.2. 分解の形態、手段、方法

実行されるべき分解措置の確定は、OV 処理それぞれの達成された成果の厳密な評価、特に得られた手がかり並びに処理された人物の個性に基づいて、および達成されるべきそれぞれの目的に応じて、なされねばならない。

分解の実証された適用形態は:

- ・【信用失墜】相互に結びついた、真実の、検証可能かつ評判を落とす言明と、真実ではないが信ずるに足り反論できなく同様にそれによって評判を落とす言明とによる、世間の評判や名声、威信の体系的な信用失墜、
- ・【自信破壊】個々の人物の自信の破壊のための職業上および社会的な失敗の体系的組織化、
- ・【信念破壊】特定の理想像や模範等々に関連した確信の、目的に向けた破壊、および個人的展望への疑問の惹起、
- ・【相互不信】グループやグループ形成、組織内の不信や相互疑念の惹起、
- ・【分断】個々のメンバーの個人的弱点の、目的に向けた活用によるグループやグループ形成、組織内のライバル関係の惹起ないしは活用、強化、
- ・【介入】グループやグループ形成、組織の敵対的・否定的行動の制限を目的とする、それらの内部問題への取り組み、
- ・【隔離】該当する法的規定、例えば職場拘束、地域的に離れた職場の割り当て等々に基づくグループやグループ形成、組織のメンバーの相互関係の地域的および時間的な阻止ないしは制限。

分解の実証された手段・方法は:

- ・【IM の偽装潜入】西側の敵対]センターの使者や〔国内の〕グループ責任者が信頼する人物、上位の人間、作戦地域〔西独・西ベルリン〕の当局の依頼人等々としての IM の接近ないしは投入、
- ・【偽情報活用】匿名または仮名の手紙、電報、電話等々の使用。例えば実際のまたは偽造の出会い写真のような、信用を落とさせる写真、
- ・【うわさ流布】グループ、グループ形成、または組織の特定人物に狙い定めうわさの流布、
- ・【だまし】MfS の防諜措置の口外ないしは陰謀暴露の見せかけ、
- ・【役所等の利用】信じるに足るか、または信じるに足りない理由付けによる役所または社会組織への召喚状。
- ・これらの手段と方法は各作戦事案の具体的諸条件に応じて創造的かつ〔相手により〕差別的に適用され、拡充され、一層発展させられるべきである」。

### 「2.6.3 分解措置の適用と実施の際の行動

- ・「有効な分解措置の作成のための前提と基礎は、作戦事案の徹底的な分析、特に、存在する矛盾や差異、ないしは信

用失墜材料のような適切な接点を浮かび上がらせるためのそれである。

- ・分析結果に基づいて分解の具体的な目的設定の正確な確定がなされねばならない。
- ・確定された目的に応じて、分解措置の徹底的な準備と計画化がなされねばならない。準備においては、必要な限りで、陰謀の保持のもとに、各作戦事案の処理のために投入されたかまたは投入されるべき IM が加えられ得る。
- ・分解措置実施のための諸計画は、各局・独立部・県支部・支部の責任者による承認を必要とする。〔県支部以外の支部は 3 節冒頭参照。〕
- ・作戦地域の組織・グループ・グループ形成・個人、重要な中心的社会的地位にあるか、ないしは国際的影響または大衆への影響を持つ人物、並びに他の政治的・作戦的に特に重要な場合には、〔分解実施計画が〕承認のために私〔国家保安相〕または私の各担当別〔の大臣〕代理に提示されるべきである。
- ・分解措置の実施は統一的かつ厳格に管理されるべきである。それには、結果と効果の不断の非公式なコントロールが含まれる。結果は正確に記録されるべきである。
- ・政治的・作戦的必要性に応じて更なるなる政治的・作戦的コントロール措置が確定、実施されるべきである」。

## 2.3 OPK(作戦的人物コントロール)

OPK(作戦的人物コントロール)は Suckut(1996: 271f.)によると以下のとおりである(要約・抜粋):

OPK とは「作戦上重要な手がかりの解明のための作戦過程」であり、その「政治的・作戦的目的」は:

- ・「刑法第 1 章または第 2 章による犯行〔国家犯罪、**補注 1** 参照〕の容疑、または高度な社会的危険を持ちかつ国家犯罪と密接な関係にあるか、ないしはその解明を MfS が担当する一般的な犯罪の犯罪行為の容疑を探り出すこと、
- ・「敵対的・否定的態度ないしは一定の条件と事情の下で敵対的・否定的行動が予期される作戦上重要な結び付きや接触の察知、並びにそれに応じた効果の適時の防止ないし制限」、
- ・「保安政策上特に重要な立場または分野に従事しているか、あるいは従事するはずであり、かつ現存の手がかりに基づいて敵による乱用の危険がある人物の予防的確保およびそれとともにこれらの人物たちによる敵対的攻撃ないし敵対的・否定的行動の適時の察知と有効な撲滅」である。

要するに目的は、容疑を探り出すことと、敵対行為を実行前に察知して事前に阻止することである。前者で明白になった容疑への対処は OV などによる。

この説明は OPK の手段や方法に触れていないので、「OPK についての方針 1/81」(BdL-Dok 6910、以下 OPK 規定と呼ぶ)から少し補足したい。この OPK 規定は 1981 年 4 月 1 日に発効し、1989 年 12 月に廃止された

その構成は(下線の部分またはその一部を下記に紹介):

1. OPK の政治的・作戦的目的設定
2. OPK 導入の前提としての作戦上重要な手がかり
3. OPK 導入
  - 3.1 具体的なコントロール目的の規定
  - 3.2 コントロール措置の確定
  - 3.3 OPK 導入についての決定
4. OPK の実施
  - 4.1 IM と GMS の投入

- 4.2 作戦的手段・方法の適用
- 4.3 国家管理・経済管理機関、企業、コンビナート、組織体、社会組織、社会要員の可能性の利用
- 4.4 分析作業への要求
- 5. OPK の終了と中止
  - 5.1 OPK の結果の評価
  - 5.2 終了種類と OPK 終了の実施
  - 5.3 OPK の中止
- 6. 管理活動の原則的課題
  - 6.1 OPK についての課題設定と方向づけの規準
  - 6.2 OPK の有効性の不断の評価とそこから生じる課題
  - 6.3 作戦的職務単位間の協力
- 7. 当該職務単位における情報保管庫へのコントロールされるべき人物の登録並びに OPK 文書の記録と運用、アーカイブ化
  - 7.1 作戦的職務単位の情報保管庫および MfS 中央人物データバンクへのコントロールされるべき人物の登録
  - 7.2 OPK 文書の記録とコントロールされるべき人物の第 XII 部への登録
  - 7.3 OPK 文書の引き渡さないし引き継ぎ
  - 7.4 OPK の下にある人物の登録関係ないし OPK 文書の記録の変更
  - 7.5 OPK 文書のアーカイブ化
- 8. 付則

「3.2 コントロール措置の確定」の中の「措置計画」(一部省略)：

「コントロール措置は措置計画の中に表示されるべきである。措置計画はこの方針の 3.3 項に応じて決定権のある責任者によって承認される必要がある。措置計画は以下についての確定を含まねばならない：

- ・投入されるべき IM と GMS、彼らによって解決されるべき課題(得られるべき情報を含む)、並びに IM・GMS の作戦的・技術的行動と態度、
- ・作戦上重要な手がかりの解明のために投入されるべき IM ないし GMS の獲得、
- ・作戦的手段・方法の合目的適用。それは IM・GMS の投入と調整されるべきである、
- ・他の職務単位とともに解決されるべき政治的・作戦的措置、
- ・利用されるべき他の機関・組織体の可能性、
- ・実施されるべき保管庫点検、
- ・政治的・作戦的措置実現の期限と責任、
- ・政治的・作戦的措置実現のコントロール。

達成されたコントロール結果と政治的・作戦的情勢、そこから生じるコントロール目的の変化に応じて、措置計画が厳密化あるいは現実対応、新規作成されるべきである。

【このような措置計画がこの映画には見られず、露見しやすい方法での盗聴・ビデオ監視が、しかもシュタジのやり方は異なる形で、なされた(青木 2020a、同 2021)。】

### 「3.3 OPK 導入についての決定」(抜粋)

OPK 導入の決定をするのは、「局の中の部・独立部・県支部・支部の責任者、同等の地位の責任者並びに郡支所責任者」である。[独立部は上記、県支部以外の支部は 3 節冒頭参照。郡支所は県支部の下に市や郡に設置された。]

但し「特に重要な国家のおよび社会的地位の人物の場合には、担当の局・独立部ないしは県支部・支部の責任者またはその代理」が決定する。

### 「4. OPK の実施」(抜粋)：

「IM の攻勢的かつ目的に向けた投入がコントロール目的の実現とそのために必要な政治的・作戦的措置の実現の主力であり、OPK 実施の中心に置かれるべきである」(「4.1 IM と GMS の投入」)。

「OPK の目的に向けた実施のために、とりわけ IM および GMS の投入に関連して、MfS が利用可能なすべての作戦的手段・方法が、以下[=手がかり解明、情報獲得、予防措置、IM 投入の前提形成]のために、適用され得る」(「4.2. 作戦的手段・方法の適用」)。

以上のように、OPK の「主力」は IM や GMS の活用であり、それを「作戦的手段・方法」が補完する。これは上記の OV 規定同様に、アンソロジー「ベルリン物語」対策であった作戦重点「自主出版」の大成功を反映した規定である。

## 3. シュタジ本部の組織構造

シュタジ本部、つまり東独国家保安省(MfS)の組織構造を紹介する。その際、この映画に登場する組織(BdL、OTS、第 XX 局とその第 XX-7 部、M 部)、およびこの映画は無視したが、実際に電話盗聴やビデオ監視などを行なう第 26 部がどこに位置するかを示すため太字にする。

以前は県支部同等の支部として、「大ベルリン支部」と「施設支部 W」があり、W はウラン鉱山のあるヴィスマート(Wismut)を指した。前者は 1970 年代にベルリン県支部に変わり、後者は 1982 年にカールマルクスシュタット県支部に編入された(青木 2020:11)。

### 3.1 大臣・大臣代理の直轄職務単位

国家保安省末期、1989 年の組織構造は以下のようであった(Engelmann 2016:396-7)：

長年の大臣・上級大将ミールケをトップに、4 人の大臣代理、15 県支部長が直属し、それぞれ各種の職務単位(局や部、グループなど)を直轄した。部の下位が課である。部署全般を職務単位(Dienst Einheit)と呼んだ。

以下が大臣と大臣代理が直轄した職務単位である。

#### ●大臣ミールケ直轄(上記の直属以外)：

大臣秘書室、AGM(大臣作業グループ、配下にジェルジンスキー護衛連隊)、ZAIG(中央評価情報グループ、配下に第 XII 部・第 XIII 部・法務部)、BdL(管理ビューロー)、HA KuSch(幹部・訓練局、配下に中央医務部・法科大学)、第 II 局(防諜担当、配下に M 部)、第 IX 局(取り調べ機関)、第 X 部(国際関係)、第 XIV 部(未決勾留・行刑)、財務部、SV Dynamo(スポーツ協会ディナモ)本部事務局、要人警護局(HA PS)、**第 26 部**(電話盗聴、テレックス・ビデオ監視など)。

これらのうち BdL は、総務部(Abteilung Allgemeines)が 1956 年に改称されて生まれ、同省の運営管理、中央職務協議会などのアレンジ、命令・指示収集、同省への請願に関する調整、同省のベルリン内の諸職務施設の防御などを担当した(Engelmann 2016:67)。従って旧称のようにいわば総務部である。M 部については下記(3.3 節)、**第 26 部**は青木(2020:14,24)を参照されたい。

#### ●大臣代理・大将ミッティヒ(Rudi Mittig)直轄：

大臣代理秘書室、VRD(後方支援管理)、第 XVIII 局(国民経済)、第 XIX 局(交通・郵便・通信)、**第 XX 局**(国家機構・文化・教会・地下活動)、ZAGG(機密保護中央作業グループ)、AG BKK(商業調整分野作業グループ[いわゆる KoKo 担当])、ZOS(中央作戦参謀部)、AGE(E 作業グル

ープ、作戦技術担当)。第 XX 局(3.2 節参照)。

●大臣代理・中将ナイバー(Gerhard Neiber)直轄:

大臣代理秘書室、第 I 局(国家人民軍・国境守備隊内防諜)、第 VI 局(旅券審査・ツーリズム・インターホテル)、第 VII 局(内務省・人民警察内防諜)、第 VIII 局(監視・捜査)、第 XXII 局(テロ防止)、ZKG(中央調整グループ、逃亡・出国(申請)対策)、第 XVII 作業グループ(西ベルリンにある訪問者ビューロー)。[ナイバーは 1989 年 11 月 9 日壁開放騒動時のシュタジの対応の実質責任者。]

●大臣代理・中将シュヴァニッツ(Wolfgang Schwanitz)直轄:

大臣代理秘書室、第 III 局(無線通信の傍受と防諜)、OTS(作戦的技術センター、青木 2020a:30 参照)、報道組織部、第 XI 部(暗号業務)、BCD 部(武装・化学職務部)。

●大臣代理・偵察本部長・大将グロスマン(Werner Großmann)には、5 人の本部長代理(4 人は中将、1 人が大佐)がいて、西独の「政治的偵察」、「軍事的偵察」ほかを分担した。偵察本部(HV A)は「顔のないスパイ」として有名であったヴォルフ(Markus Wolf)が 1986 年まで長年率いた。

3.2 第 XX 局(HA XX)と第 XX/7 部(HA XX/7)

この映画に登場する「第 XX/7 部」(HA XX/7、第 XX 局第 7 部)は第 XX 局の一部門であった(表 1 と表 2)。

表1 常勤職員数(人)

	第XX局	第XX/7部	比率(%)
1969	219	27	12.3
1975	258	26	10.5
1980	315	27	8.5
1985	415	37	8.9
1988	455	43	9.4
1989	461	41	3.6

(注)1989 年両数字は上記と合わない。

(出所)Auerbach(2008:138)

表2 第XX/7部の構成(1989年)

	担当	職員
第 I 課	テレビ・ラジオ・映画	課長+11 人
第 II 課	文化省・文化施設	課長+8 人
第 III 課	新聞雑誌	課長+4 人
第 IV 課	PUT・出版社・文学	課長+10 人

(注)合計が表1に合わない。PUT=政治的地下活動。部長は 1969 年から初代ミュラー(Heinz Müller)、1976 年からプロシェ(Karl Brosche、1926 年生)、1987 年からティッシェンドルフ(Joachim Tischendorf)に若返り。3 人の略歴は Walther(1996: 839f.)にある。(出所)Auerbach(2008:130,133,175)

第 XX 局は「国家機構・文化・教会・地下活動」担当であり、国内治安の中核を担った。同局長は、同局が第 V 局から改称した 1964 年以来長年キーンバーク(Paul Kienberg)であった(Engelmann 2016:192)。

1989 年の第 XX 局は以下の組織であった(カッコ内は責任者、職員・課の数)(Auerbach 2008:5):

局長(中将キーンバーク)の直轄:

第1代理と代理

秘書室・後方支援(中佐Günter Lange、48人、4 課)

調整作業グループ(中佐Jochen Held、10人、2 課)

局長室(AGL、動員担当)(大佐Rudolf Stiel、12人)

評価コントロールグループ(AKG)(中佐Wolfgang Schmidt、61人、5課)

第4部 教会と宗教団体(大佐Joachim Wiegand、44人、6 課)

第7部 文化とメディア(中佐ティッシェンドルフ Joachim Tischendorf、41人、4課)[映画では中佐グルビッツが部長、大尉ヴィースラー、アンディ、曹長ウドが所属]

第9部 »政治的地下活動«(PUT)(大佐Wolfgang Reuter、35人、5課)

第1代理(大佐パロツホ Benno Paroch)の担当

第1部 閣僚会議、司法、ブロック諸党(大佐Eberhard Jaekel、31人、3課)[東独にはSED以外にも政党が存在し、それらはSEDとブロックを構成した(与党化)。]

第5部 対西活動(大佐Hans Buhl、27人、5課)

第10部 SED諸施設の保安(中佐Fritz Busch、15人、2 課)

代理(大佐ゲルラッハ Horst Gerlach)の担当

第2部 青年、ナチス犯罪者、»扇動«(大佐Horst Kuschel、28人、3課)

第3部 スポーツ(中佐Jürgen Notroff、28人、4課)

第8部 大学・教育制度(中佐Werner Fleischhauer)25人、3課)

第XX局 SED基礎組織第1書記・大佐Gustav Geßner。

第 XX/7 部は「文化とメディア」を分担した。アンソロジー「ベルリン物語」事件の実働の主力は、第 XX/7 部とシュタジ県支部第 XX 部第 7 課から成るライン XX/7 であったが、キーンバークが指揮した(青木 2020)。

同部はアンソロジー「ベルリン物語」事件において大きな成果を挙げ、その成功体験の制度化が、上記の、シュタジ終焉まで存続した 1976 年 OV 規定であった。

東独の多くの文化人がプラハの春に共鳴したことに衝撃を受けた国家保安相ミールケは、1969 年 6 月 18 日付けの「文化とマスコミの分野における政治的・作戦的活動の組織化に関する職務指示 3/69」(BdL-Dok 2468)において、「政治的・作戦的状況の分析は、敵がその攻撃をより強くこれらの分野に集中している」として、「文化とマスコミの分野の複合的かつ重点的な作戦的防護および責任分野の厳密な区分のために」様々な対策を指示した。その中で「第 XX/7 部長の任務と責任範囲」も規定した(BL.14-17)。

その任務は、①「文化とマスコミの分野の保安のための政治的・作戦的措置の有効性向上」のための県支部関係部署の「体系的な指導」、②ライン XX/7 との協力による責任分野の「政治的・作戦的情勢の不断の評価」と「敵対活動」の評価、③省内の他のラインや A 本部(偵察本部)との「計画的協力」、「調整」と規定された。

またその責任分野として、a) 文化分野の国家機関・出版社・社会的施設と、b) 新聞雑誌・通信社・ジャーナリスト、c) ラジオ・テレビ・映画とに区分して、それぞれに該当する国家機関や企業、組織などの名前多数が列挙された。

「ライン」は通常本部の局(例えば第 XX 局)が県支部の部(第 XX 部)との間に形成するが、この職務指示によって第 XX/7 部は県支部第 XX/7 課との間にライン XX/7 を形成することになり、一種の格上げとなった。次節の第 II 局 M 部もライン M を形成していた。

第 XX/7 部の形成経過や内部組織については青木(2020:脚注 5 と 2020a:脚注 2)も参照されたい。

3.3 M 部(Abteilung M)

M 部は防諜を担当する第 II 局所属で、小包を含む郵便・

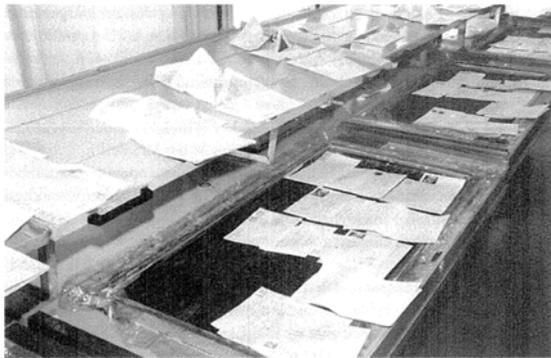
電報全般のコントロールを担い(図 4)、局ではないが、非常に重視された職務単位であり、しかも人員が急増し、ライン全体では最後には 1953 年の 3.4 倍、1980 年の 2 倍、2177 人もの規模になり、その約 1/4 が本部在席であった(表 3)。

「その役割の増大は M 部が 1982 年以来ミールケが直轄する責任分野に属したことに表れている」。第 II 局は 1965 年から大臣代理・中將ベアター(Bruno Beater)が直轄したが、その死(1982 年)後大臣ミールケの直轄となった。

M 部長は 1965 年から 1989 年まで長期にわたりシュトローベル(Rudi Strobel、1985 年少将)であった。

[この映画の中で第 XX/7 部長中佐グルビッツは彼が嫌う部下を 2 人も M 部地下作業に左遷させる。その作業自体が下記のように非現実的である上に、M 部は大臣直轄局所属、第 XX/7 部の 10 倍以上規模、部長は 2 階級上位だから、グルビッツに独断人事の権限はない。]

図 4 秘密裏に開封された手紙



(注)「DDR 憲法にも定められた郵便の秘密」に違反して M 部が「選んで水蒸気で開封した手紙」の展示。  
(出所) Engelman (2016:34)。

表 3 M 部職員数推移(人)

	3/1953	12/1980	10/1989
ラインM 全体 (うち女性)	639 (534)	1074 (360)	2177 (432)
[対1953年比]	100 (100)	168 (67)	340 (80)
うち本部 (うち女性)	140 (128)	226 (43)	516 (70)

(注) Engelman (2016:33)によると 1989 年 10 月は総数 2196 人、うち本部 516 人である。(出所) Labrenz-Weiss 2005:45(一部を抜粋)。1953 年比は青木が追加。

特に、東独の最重要治安事項の 1 つ逃亡・出国希望に関連した両独間のやりとりを摘発することが重視された。

M 部の任務はその組織構造に端的に示され、1974 年時点の組織図によれば、10 の課と AIG(評価・情報グループ)、AG Post(郵便作業グループ)、OG(作戦グループ)、RD(後方支援)から成っていた。10 の課は第 1 課から順に、「到着郵便・西欧」、「発送・BRD と西ベルリン」、「指示・扇動文書探索」、「国内郵便」、「開封・封緘」、「疑わしい発送品」、「外国語郵便」、「比較カード目録」<sup>9</sup>、「電報コントロール」、「技術機器メンテナンス」である。

<sup>9</sup> 「比較カード目録」(Vergleichskartei)は、人民警察保管の身分証明書発行申請書から「陰謀的に」得たコピーで、それを筆跡鑑定に利用した(Labrenz-Weiss 2005:22)。

<sup>10</sup> 国家としての東独承認は当初共産圏のみであったが、1969 年第三世界に広がり、1972 年 12 月から承認ラッシュ(年内に 20 ヶ国以上)、翌年は夏までに日本を含む 40 ヶ国近くが承認した。

郵便検閲は「ドイツ郵便」[東独の郵便会社]の中に「第 12 部」(ないし「第 XII 部」)として組み込まれ、それはシュタジの世論調査にも利用された。

東独の国際的承認が進んだ 1970 年代には外国大使館の「クーリエ」検閲のために「自動郵便開封機や封緘機械、レントゲン」が投入された。(以上 Labrenz-Weiss 2005:5,9, 21,29; Gieseke 2012:73; Engelman 2016:33)。

東独が国際孤立から抜け出した 1970 年代初め以後には、クーリエ対応以外にも M 部のあり方ないし任務に大きな変化が生じた。当時東独の外交上の「承認の波」が押し寄せ<sup>10</sup>、両独基本条約や西独の諸東方条約の締結、両独の国連加盟、CSCE(全欧安保協力会議)参加とヘルシンキ宣言署名など、総じて緊張緩和と東西交流が進んだためである。

M 部の記録によると、西独から東独への「扇動文書」送付は 1970 年の 38 万件から、1975 年には 1.5 万件に激減した。他方で、東独市民の外国代表部との接触可能性の拡大や、西側、特に西独との郵便増加への対応が必要になった。

その際内容上最も重視されたのは、壁建設後困難になった逃亡に代わって増加し始めた出国運動への支援の郵便物であった。出国運動は移住申請をして許可を「強奪」(当局の用語)しようとする運動である(詳しくは青木 2009)。

郵便コントロールは、1970 年代初めまでは封書を「主に外見の特徴」によって選別して手作業で開封・封緘していたが、1971 年から効率的な「PiD の罫」が導入された。

PiD は「政治的・イデオロギー的妨害工作」の略語で、それに該当する印刷文書を発見するための透視・選別機械が「PiD の罫」と呼ばれた。比較カード目録も役立った。

シュタジのスローガンには「郵便ではいかなる敵対的扇動資料もわが国の市民に届かない」とあった。

1975 年には OTS(作戦的技術センター)と協力して「自動開封機 10/10」が開発され、作業室の除湿器設置による労働条件改善も加わり作業能率が著しく向上した。当初は熱蒸気であったが、冷蒸気に移行した。封緘自動機も 1981 年から導入され、能率が 2.5 倍になった。

[この映画には以上の技術変化が全く反映されなかった。上映版では地下室開封場面は冷蒸気だが、脚本では熱蒸気であり、両方とも手作業である。]

外交関連では郵政省(Ministerium für Post- und Fernmeldewesen)が 1973 年に大使館・外国代表部・特派員のための「クーリエ扱い所」(KAV)を開設した。

これを M 部が「大使館クーリエ扱い所」(KfB)と呼んで指揮し、1976 年から複数の特別投入将校(OibE)<sup>11</sup>を配置した。同将校は当初 4 人で、その後増やされ、また郵便関連以外に、大使館の監視(人の動きや各人物の特徴、建物の変化、セキュリティ状態、日常の体制など)も担った。他方で、そうした陰謀的活動の秘密を守るために、クーリエ扱い所内の一般職員は口実を設けて排除された。

1974 年以後の組織構造の大きな変化としては第 1 に、郵便関税捜査部(PZF)が M 部に統合されたことである。従来

<sup>11</sup> 特別投入将校はシュタジ将校が派遣先の職員(派遣先が国家人民軍では軍人)を偽装して職務に当たる。最も有名なかつ高位の特別投入将校は KoKo 責任者シャルク(略語欄参照)である。特別投入将校活動規則(OibE-Ordnung)が 1986 年 3 月 17 日に制定され、その発効(1986 年 5 月 1 日)により従来存在した 1968 年以後の 6 つの関連規定(原則や実施規定、指示)が失効した。

両者は同様の任務を担い、M 部が葉書と小型封書、PZF が A 5 版以上の封書や帯封郵便物、小型小包、小包を分担し、ほかに PZF は西側の印刷物を受け取る資格を与えられた東独の人物についての「許可カード」も扱った。

[PZF の M 部への統合は 1984 年 1 月である(Engelmann 2016:267)。この映画の中の OV 日報にはドライマンの西独紙 FAZ 購読を見つけ、「当局の許可なしにラツロ宅に配達されている」が、監視露見回避のために「邪魔しないでおくことを提案する」とある(青木 2020a:27)。作者はこのように設定したが、映画の時点では上記の西側印刷物受け取り資格を得ていた可能性もある。当時(1985 年)は CSCE 進展により、例えば一部のホテルが同紙を外貨で販売した。]

第 2 に 1985 年郵政省内にも「外国郵便担当特別代理」という特別投入将校ポストが設けられ、郵政関連の保安業務について内務省や税関、検事総長、最高裁との直接的接触も構築された。

第 3 に 1986 年、人民警察本部の「旅券・申告制度」の部署の中に「HIME 捜査グループ」が設置された。

HIME は「捜査のための常勤非公式協力者」の意味の略語であり、特別投入将校の一種として、シュタジの常勤職員が警察官に偽装して配置され、「非公式」に「協力」した。これによって住民登録などの内務省の「中央申告カード目録」(ZMK)に直接アクセス可能となり、カード情報の複写入手が容易・迅速になった(以上特記しない限り Labrenz-Weiss 2005: 27f., 31f.による)。

## 略語

シュタジ = Stasi、東独国家保安省(MfS)またはその職員の略称。  
東独時代にはシュタージ(Staasi)とも略称された  
AG BKK = Arbeitsgruppe Bereich Kommerzielle Koordinierung、商業調整分野作業グループ(KoKoを担当)  
AGE = Arbeitsgruppe E、E 作業グループ(作戦技術手段や資材、装備の調達・準備担当)  
AGM = Arbeitsgruppe des Ministers、大臣作業グループ(配下にジェルジンスキー護衛連隊も)  
AIG = Auswertungs- und Informationsgruppe、評価・情報グループ  
AKG = Auswertungs- und Kontrollgruppe、評価コントロールグループ  
AOP = archivierter OV (passive Erfassung)、アーカイブ化された OV(受動的登録)。OV 終了後の保管ファイル  
BCD = Bewaffnung und Chemischer Dienst、武装・化学職務  
BdL = Büro der Leitung、管理ビューロー(旧称の通りに総務部の役割)  
BStU = Die Bundesbeauftragte für die Unterlagen des Staatssicherheitsdienstes der ehemaligen DDR、旧 DDR シュタジ文書連邦保管庁(2021 年 6 月連邦公文書館にシュタジ文書を移管して解消したが、県支部は同文書館分館として存続)。  
DDR = Deutsche Demokratische Republik、ドイツ民主共和国(東独)  
GMS = Gesellschaftlicher Mitarbeiter für Sicherheit、社会的保安協力者(保安の実質はシュタジ、脚注 3 参照)  
HA = Hauptabteilung、局(国家保安省の大臣直轄職務単位)  
HA KuSch = Hauptabteilung Kader und Schulung、幹部・訓練局(配下に中央医務部・法科大学)  
HA PS = Hauptabteilung Personenschutz、要人警護局  
HIME = Hauptamtlicher Inoffizieller Mitarbeiter im besonderen Einsatz、シュタジ常勤者の IM 特別投入(3.3 節末尾に警察本部への投入例)  
HV A = Hauptverwaltung Aufklärung、偵察本部(対外諜報担

当。長年いわゆる「顔のないスパイ」マルクス・ヴォルフが率いて成果を挙げた)

IM = Inoffizieller Mitarbeiter、非公式協力者(シュタジに協力する密告者、時に陰謀工作にも加担)

IMB = IM の一種で、敵対活動従事者処理のための IM。1979 年からの呼称で、以前は IMF・IMV。

KAV = Kurierstelle für ausländische Vertretungen、外国代表部クーリエ扱い所

KfB = Kurierstelle für Botschaftspost、大使館クーリエ扱い所

KoKo = (Bereich) Kommerzielle Koordinierung、商業調整(分野)(外貨獲得を目指し傘下に貿易商社など。シュタジ特別投入将校・大佐シャルク(Alexander Schalck-Golodkowski)が指揮)

MfS = Ministerium für Staatssicherheit、国家保安省(東独の秘密警察・対外諜報機関)

OG = Operativgruppe、作戦グループ

OibE = Offizier im besonderen Einsatz、特別投入将校(シュタジ将校が派遣先職員となって工作する)

OPK = Operative Personenkontrolle、シュタジの作戦的人物コントロール(秘密裏の監視・盗聴など)

OTS = Operativ-technischer Sektor、作戦的技術センター(任務は当初、作戦的・技術的手段の開発の第 31・32・33 部および証明書等の文書の調達・作成の第 35 部の「指導・調整」、のちに研究・開発・設計や敵の技術の調査・分析が加わった)(詳しくは青木 2020a:8-9,30)

OV = Operativer Vorgang、作戦事案(容疑が明白な対象に対するシュタジの秘密作戦とその記録文書)

PiD = Politisch-ideologische Diversion、政治的・イデオロギー的妨害工作

PUT = Politische Untergrundtätigkeit、政治的地下活動

PZF = Post- bzw. Paketzollfahndung、郵便・小包関税捜査部

RD = Rückwärtige Dienste、後方支援

SV Dynamo = Sportvereinigung Dynamo、スポーツ協会ディナモ(シュタジや警察などが組織した多数のスポーツクラブを統括)

VRD = Verwaltung Rückwärtige Dienste、後方支援管理(軍にも存在)

ZAGG = Zentrale Arbeitsgruppe Geheimnisschutz、機密保護中央作業グループ

ZAIG = Zentrale Auswertungs- und Informationsgruppe、中央評価・情報グループ(シュタジ本部の情報評価分析の中枢)

ZKG = Zentrale Koordinierungsgruppe、中央調整グループ(逃亡・出国対策の中枢)

ZMK = Zentrale Meldekartei、中央申告カード目録

ZOS = Zentraler Operativstab、中央作戦参謀部

## 引用文献

(注)本文中記載の URL を除く。URL は特記しない限り本稿発表時有効。BStU 入手資料は現在ドイツ連邦公文書館に移管されたが、分類番号は同じ。

青木國彦(2009)東独出国運動の発生:逃亡の時は過ぎ、闘うべき時が来た、研究年報『経済学』(東北大学)70-2、in:

<http://www2.econ.tohoku.ac.jp/~aoki/gsk.html>

----- (2014) 東独イエーナの白いサークルによる沈黙円陣(1983 年):CSCE マドリード会議閉幕を前に、『東京国際大学論叢』経済学部編 50、in: 同上 URL

----- (2020) アンソロジー「ベルリン物語」をめぐる東独作家たちの野望とシュタジの陰謀:東独ホーネッカー政権初期の「自由化」について(2)、『社会主義体制史研究』13、in:

<http://www2.econ.tohoku.ac.jp/~aoki/hsss.htm>

----- (2020a) 脚本に見るドイツ映画「善き人のためのソナタ」(原題「他人の生活」)(1):宣伝と実際、『社会主義体制史研究』14、in: 同上 URL

----- (2021) 脚本に見るドイツ映画「善き人のためのソナタ」(原題「他人の生活」)(2):批評の批評『社会主義体制史研究』18、in:

- 同上 URL
- (2021a) 東独体制転換過程の起点となった演出家クレーアと歌手クラウチクの闘い、『社会主義体制史研究』20, in: 同上 URL
- 山田晟(1982)『ドイツ民主共和国法概説』下、東京大学出版会
- AGM 198, Richtlinie Nr. 1/76 zur Entwicklung und Bearbeitung Operativer Vorgänge (OV), in: BStU.
- Auerbach, Thomas u.a. (2008) *Hauptabteilung XX: Staatsapparat, Blockparteien, Kirchen, Kultur, »politischer Untergrund«* (MfS-Handbuch), BStU.
- BdL-Dok 2468, Dienstanweisung 3 /69 zur Organisierung der politisch-operativen Arbeit in den Bereichen der Kultur und Massenkommunikationsmittel, BStU.
- BdL-Dok. 6910, Richtlinie Nr. 1/81 über die operative Personenkontrolle (OPK) , in: BStU.
- Behnke, Klaus u. Jürgen Fuchs (Hg.)(2010) , *Zersetzung der Seele: Psychologie und Psychiatrie im Dienste der Stasi*, 3. Auflage, Europäische Verlagsanstalt
- BStU (Hg.) (2015) *Abkürzungsverzeichnis: Häufig verwendete Abkürzungen und Begriffe des Ministeriums für Staatssicherheit*, BStU.
- Engelmann, Roger u.a. (2016) *Das MS-Lexikon: Begriffe, Personen und Strukturen der Staatssicherheit der DDR*, 3., aktualisierte Auflage, Ch. Links.
- Fuchs, Jürgen (1991) *Landschaften der Lüge: Schriftsteller im Stasi-Netz (III): "Zersetzung" bis in den Tod*, in: *Der Spiegel*, H.49.
- Gieseke, Jens (2006) *Der Mielke-Konzern: Die Geschichte der Stasi 1945-1990*, Erweiterte und aktualisierte Neuauflage, Deutsche Verlags-Anstalt.
- (2011) *Die Stasi 1945-1990*, Zweite Auflage, Pantheon.
- (2012) *Wer war wer im Ministerium für Staatssicherheit* (MfS-Handbuch), BStU.
- Labrenz-Weiss, Hanna 2005 *Abteilung M* (MfS-Handbuch), BStU.
- Müller-Enbergs, Helmut u.a. (Hg.) (2010), *Wer war wer in der DDR*, Ch. Links.
- Suckut, Siegfried (Hg.)(1996) *Das Wörterbuch der Staatssicherheit: Definitionen zur »politisch-operativen Arbeit«*, 2., durchgesehene Auflage (Analysen und Dokumente Bd. 5), Ch. Links.
- Veen, Hans-Joachitn u.a. (Hg.)(2000) *Opposition und Widerstand in der SED-Diktatur*, Propyläen
- Walther, Joachim (1996) *Sicherungsbereich Literatur: Schriftsteller und Staatssicherheit in der Deutschen Demokratischen Republik*, Ch. Links.
- ZAIG 26648, Richtlinie 1/79 für die Arbeit mit Inoffiziellen Mitarbeitern und Gesellschaftlichen Mitarbeitern für Sicherheit, in: BStU.